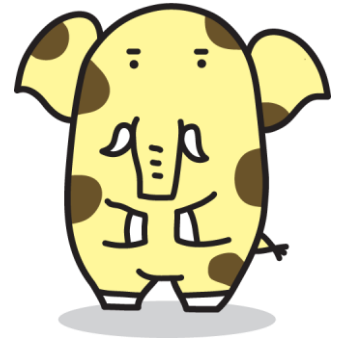


おむつ給付券の利用に当たって

1 助成対象商品

- ・ 紙おむつ（布おむつ除く。）
- ・ 尿取パット
- ・ おむつ交換の際に使用する使い捨て手袋
- ・ 清拭剤（おしり拭き用のみ。液体・泡タイプ可）



2 請求方法（A・Bどちらか任意の方法を選択）

A：償還払い（ご自分でおむつ等を購入する場合）

① ドラッグストア等で給付用具を購入

- ※ 入院中にかかったおむつ代も対象です。
- ※ 対象者の氏名が記載された領収書（内訳がわかる領収書又は領収書＋レシート）をもらうこと。

② 市役所に以下の書類を提出（郵送でも可）

ア：おむつ給付券

- ※ 領収額に合わせて、複数枚同時に使用可能

イ：対象者の氏名が記載された領収書（内訳が分かる領収書又は領収書＋レシート）の原本

※ レシートのみでの請求は不可

- ※ 原本の返却を希望する場合、原本とその写しを持参又は郵送（切手を貼った返信用封筒を同封）することで、市が原本に受付印を押して返却
- ※ 入院時等、おむつ代を振込み等で支払い、領収書がない場合は請求書（内訳が分かるもの）と払込票兼受領証を提出すること。
- ※ 通信販売の領収書についても、原則、対象者の氏名が記載されたものに限る。

おむつ給付券記載の「有効期間」内に購入又は現物給付を受けたもののみ請求できます。

最終提出期限を過ぎて提出されたものは無効。また、郵送の場合は、最終提出期限必着分まで有効です。

③ 決定した助成額が、2か月程度で指定の口座に入金されます。

- ※ 指定の口座＝申請書に記載された口座
- ※ 口座を変更する場合は、金融機関情報届出書を提出すること
- ※ 対象者以外の名義の口座を希望する場合は、別途委任状の提出が必要

B：現物給付（業者からおむつ等の給付を受ける場合）

① 現物給付を行っている事業者におむつ給付券を持参

※ 新座市指定の事業者はありません。任意の事業者を御利用ください。
御希望の方には、近隣の事業者をまとめた資料をお渡しします。

※ 事業者に応じて配達も可能

② 事業者に希望するおむつ等を伝えた上で、おむつ給付券の「受領者氏名」欄に署名捺印

③ おむつ給付券とおむつ等を交換

3 次の半期分発行の流れ ※半期ごとに発行

時期	内容
3月中旬及び 9月中旬	【第1弾】更新対象者（以下①及び②）の発行準備 ① 現時点でおむつ給付券の提出があった方 ② 対象者要件に該当している方
4月及び10月初旬	【第1弾】送付
4月10日及び 10月10日	おむつ給付券の最終提出期限 ※ 当該日が土日祝日に当たる場合は、翌開庁日
4月中旬及び 10月中旬 以降	【第2弾】更新対象者（以下①及び②）の発行準備 ① 3月及び9月中旬以降におむつ給付券の提出があった方 ② 対象者要件に該当している方
5月及び11月	【第2弾】送付

※ 原則として手続は不要ですが、別途提出書類が必要な場合があります。

※ おむつ給付券の提出がない場合は、次の半期分以降は届きません。

対象者要件に該当しなくなった場合は、必ず、長寿はつらつ課まで御連絡ください。

（例）・ 各法令に基づく施設（介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム等）に入所した場合

・ 要支援1又は2、介護認定期間切れ及び非該当となった場合 等

※ 対象者要件に該当しなくなった後、改めて対象者要件に該当した際には、新規申請が必要です。

【問合せ先】

長寿はつらつ課 元気増進係

048-477-6890